

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第9回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2015年8月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

外国投資規制枠組みに関する改正案提出

2015年8月20日、外資買収法（Foreign Acquisitions and Takeovers Act（FATA））及び関連法の改正案が連邦議会に提出されました。改正案は現行制度からの様々な変更点を含んでおり、主要なものとしては以下の事項に対する変更が予定されています。

- 事前届出と承認を要する行為の種類
- 外国投資に対する豪州財務省による広範な命令権限
- 外国人が土地を取得する場合の事前通知義務
- 外国投資規制の対象となる投資基準額の変更
- 外国政府に対する FATA の適用
- 外国投資の許可申請に対する手数料の導入
- 罰則の厳格化、民事罰及び刑事罰の導入
- FATA 適用の対象となる「外国人」の定義の拡大
- 農地を保有している外国人に対する登録義務の導入
- 外国人による特定の種類の不動産の購入に対する税金の導入

上記のとおり改正内容は広範にわたっており、改正案は 2015 年 12 月 1 日から施行される見込みです。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

「当事務所の特長」ビデオ



iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の
ソーシャルメディア公式アカウント



その他の注目のトピック

生産性委員会による労使関係制度の報告書案

生産性委員会（Productivity Commission）は、2015年8月4日に労使関係制度の枠組みに関する報告書案を公表しました。これは、フェアワーク法に基づく労使関係制度を抜本的に変更するものではありませんが、フェアワーク法、フェアワーク委員会、団体交渉、雇用契約などの分野に関する変更を提案し、また、労使裁定、最低賃金、賃金ペナルティー率、残業率などに対する一定の改革も提案しています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

二重流通モデルにおける価格操作に関する裁判例

近時、裁判所は、二重流通モデル（あるサービス又は商品の提供について、本人たる会社と代理店が競合関係にある状況）について、会社と代理店が真に競争関係にある場合、価格操作の禁止に違反するものではないとの判断を行いました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

金融サービスの顧客に対する電子開示

金融サービス業者による顧客への情報提供がデジタル化していることから、ASIC（オーストラリア証券投資委員会）は、情報の電子開示に関する新たなガイドラインを発表しました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

労働安全衛生法に基づくデュー・デリジェンス

企業の「役員（officer）」は、労働安全衛生法により、職場の法令遵守に関するデュー・デリジェンスの実施が義務付けられていますが、近時、労働治安判事裁判所は、この義務を負う「役員」とは具体的にどのような者を指すかについての判断を行いました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

職場におけるいじめの差止命令

フェアワーク法により、2014年1月1日から職場におけるいじめの防止に関する規定が導入されています。これに基づき、フェアワーク・コミッションによるいじめの差止命令が出された事案を紹介します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

クラウド・ファンディングに関する政府の検討状況

連邦政府は、公開会社のエクイティへのクラウド・ファンディングに関する新たな提案を発表しました。同時に、非公開会社によるクラウド・ファンディングの可能性も検討されています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

豪州における訴訟ファンドの利用

訴訟ファンドとは、訴訟を起こしたいと考える企業や個人に対し金銭を貸与し、勝訴した際に得られる賠償金の一部を成功報酬として受け取る仕組みのファンドです。本件は、豪州連邦裁判所が、当該クラス・アクションは救済のためではなく、原告代理人弁護士及びファンドの金銭的利益が目的であるとして、原告による訴訟ファンドの利用を認めなかった事案です。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

最近の出版物

1. オーストラリア・ニュージーランド海洋開発最新動向とオーストラリアの海洋環境規制・近時の動向 （「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3）

標記巻頭記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました（共著）。オーストラリアにおける海洋環境保護法制の枠組みと最新改正動向を解説しています。「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3は、こちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

2. オーストラリアにおけるビジネス展開（2014年度版）

オーストラリア貿易促進庁（Austrade）のサポートを受けて弊所が作成した、2013年12月時点におけるオーストラリアのビジネス環境及び法律に関する一般的な情報を広く提供する冊子です。[弊所のウェブサイト](#)から無料でダウンロードすることができます。

3. オーストラリア会社法概説（信山社 2014年8月）

日系企業の投資・事業活動の根幹として理解が必要となるオーストラリア会社法の内容を網羅し、日本法との比較も随所に織り込んでいます。日々の豪州ビジネスにも活用できるよう、実務面もカバーしています。

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

4. 「オーストラリアの投資規制の概況」
「豪州労働法制の現状と政権交代の影響」
「オーストラリアの環境法制の枠組みと最近の動向」
(ジュリスト 2014年4月号～6月号)

日本の法律雑誌として最も定評のある有斐閣出版の月刊ジュリストに掲載された連載記事。第一回では、日本から豪州に進出する際の第一の関門となるオーストラリアの投資規制の概要とその近況について紹介しています。第二回では、オーストラリアの労働関係規制と最近の動向について、その中核をなすフェアワーク法という連邦法に触れつつ紹介しています。第三回では、オーストラリアの複雑かつ厳格な環境法制の枠組みと最近の動向について紹介しています。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之
直通電話：07-3292-7262
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
直通電話：07-3292-7571
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 鈴木正俊
直通電話：07-3292-7044
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 八郷智之
直通電話：02-9353-5722
メール：thachigo@claytonutz.com



ロークラーク 末永麻衣
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7019
メール：msuenaga@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
木内理恵子
直通電話：07-3292-7599
メール：rkiuchi@claytonutz.com

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。